

別記様式(第8条関係)

市民からの依頼による食品の放射性物質検査依頼書

年 月 日

相模原市長 へ

依頼者 住 所
郵便番号 ー
緑
中央

相模原市 南 区

※ 依頼者の住所に検査成績書を郵送します。

氏 名

電話番号

私は、市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱の内容を承諾のうえ、同要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり依頼します。検査を依頼するに当たっては、裏面の事項に同意します。

検体名 (品目名)	
検体分類	<input type="checkbox"/> 流通食品 <input type="checkbox"/> 自家生産食品等
購入店名 (流通品) または 生産者名 (自家生産食品等)	
購入店所在地 (流通品) または 生産者所在地 (自家生産食品等)	
産 地 (市町村名) (生鮮食品のみ記入)	購入日 (流通品のみ記入)

受付記入欄 (記入しないでください)		検体管理No (検査機関記入)	
重 量	<input type="checkbox"/> 約 500 g 以上	使用状況	<input type="checkbox"/> 未使用 (未開封)
レシート確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	腐敗の有無	<input type="checkbox"/> 無
受 付	衛生研究所・相模原食協津久井支部 受付日 /	担当者	
衛生研究所依頼書受領日 /			

同意事項

- 1 依頼書の内容に虚偽の記載があった場合、検査を中止します。その際、検体は返却しません。
- 2 検査後の検体は原則として廃棄します。
- 3 市に過失のない不慮の事故(検体搬送中の交通事故など)により検査の実施が不可能になった場合、検査結果は発行できません。また、検体の返却も行いません。
- 4 依頼書の内容を放射性物質検査事業及び放射性物質検査事業に附帯する事業に利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。
- 5 検査結果、検体の品目名、野菜や魚等の生鮮食品にあつては生産地(市町村名まで)を市ホームページ上に原則として公開させていただきます。
- 6 市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱(令和2年4月1日施行)第14条に定める禁止事項を遵守していただきます。

市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱 ※抜粋
(禁止事項)

第14条 依頼者は、検査結果を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 営利目的の使用
- (2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
- (3) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項